

秋田市議会委員会条例の一部を改正する条例

秋田市議会委員会条例（昭和42年秋田市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第2条総務委員会の項中「国体局」の次に「、市勢活性化推進本部、安全安心対策推進本部」を加える。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例施行の際、改正前の秋田市議会委員会条例（以下「改正前の条例」という。）の規定に基づく総務委員会の委員、委員長および副委員長は、改正後の秋田市議会委員会条例（以下「改正後の条例」という。）の規定による総務委員会の委員、委員長および副委員長にそれぞれ選任又は互選されたものとみなし、その任期は、改正前の条例の規定による委員、委員長および副委員長の残任期間とする。
- 3 この条例施行の際、改正前の条例の規定に基づく総務委員会における所管事務の閉会中の継続調査事項は、改正後の条例の規定による総務委員会における所管事務の閉会中の継続調査事項とみなす。

提案理由

市勢活性化推進本部および安全安心対策推進本部の設置に伴い、総務委員会の所管を改めるため、改正しようとするものである。